

高校生山形のうまいもの商品開発プロジェクト

「高校生山形のうまいもの商品開発コンテスト」募集要領

1. 趣旨・目的

山形県産農林水産物の利用拡大を図るとともに、県内の高校生を対象として、山形県の「食」や「農林水産業」について考え、食品加工や商品開発への関心を深めるため、県産農林水産物を活用した商品開発プロジェクトを実施する。

民間企業での販売を前提とし、民間企業との連携を図りながら商品を開発することで、参加する高校生のみならず、県民全体が山形県の「食」や「農林水産業」について考え、地産地消への関心を深める契機とする。さらに、このことを通して、県産農林水産物の利用拡大や生産振興につなげる。

2. 主 催： 山形県
後 援： 山形県教育委員会、おいしい山形推進機構

3. コンテスト内容

(1) 募集作品

県産農林水産物を使用した山形らしいスイーツ

《各協力企業の提示する募集テーマ》

【株式会社シベール】

- ・旬のくだもの・野菜を使った山形映えスイーツレシピ

【東北日本ハム株式会社】

- ・山形県産米粉を使用したスイーツレシピ
- ・特定原材料8品目と準ずる20品目を出来るだけ使用していないスイーツレシピ

【株式会社A n d M E R C I】

- ・山形県の農産物をできる限り使用したこだわりのパウンドケーキ
(バター、砂糖、バニラビーンズ等の材料以外は県産の材料で)

※ 応募者(チーム)のオリジナル作品に限ります。発表済みのものも応募可能ですが、店舗販売予定または販売実績のあるものは対象外とします。

※ 使用する県産農林水産物

山形県産農林水産物を1種類以上使用し、その他の食材は自由とします。ただし、参加企業での販売を前提にして食材数、使用量、販売価格を検討してください。

使用する県産農林水産物の例

県産米(銘柄は「つや姫」「雪若丸」「はえぬき」とする。)、もち米、県産小麦、そば、さくらんぼ、西洋なし、りんご、ぶどう、もも、かき、すもも、いちご、日本なし、プルーン、あけび、ラズベリー、ブルーベリー、えだまめ、すいか、トマト、メロン、かぼちゃ、里芋、さつまいも、くるみ、えごま、ごま、大豆、アーモンド、落花生、県産牛乳、県産鶏卵、山菜・きのこ類、紅花、食用ぎく等
--

※ 令和2～5年度における商品開発事例を県ホームページで紹介しています。商品化までの課題や、販売に至るまでの活動などを掲載していますので、応募作品を検討す

る際にご活用ください。

(2) 応募資格

県内高校の調理系及び農業系学科、調理クラブ等に所属する生徒4名以内からなるチーム等（パッケージのデザインを担当する生徒は美術クラブ等に所属する方もかまいません。）で編成。

最終選考会当日に担当教諭が引率して参加できることを条件とし、応募は、各校4チームまでとし、1チーム1作品までとします。

(3) 応募方法

①別紙様式1、2に必要事項を記載のうえ、下記まで郵送してください。

高校生山形のうまいもの商品開発プロジェクト事務局

山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課（担当：石川）

〒990-8570 山形市松波2-8-1

電話番号：023-630-3076 FAX：023-630-2431

②応募締切：令和6年6月3日（月）（当日消印有効）

③参加料は、無料です。

(4) 経費負担

- ・作品の製造、最終選考会参加のための交通費、プレゼンに係る経費等応募に係る経費は、応募者の負担とします。

(5) 審査

審査は、山形県と民間企業の合同で行います。

① 一次選考会（書類選考）：令和6年6月中旬

- ・応募書類をもとに6作品程度選出し、選考結果を各校に通知します。

② 最終選考会：令和6年7月30日（火）山形県生涯学習センター遊学館（予定）

- ・一次選考会で選出した作品について、プレゼンテーション（5分程度）と実食による審査を実施します。審査員による質疑応答もあわせて行います。
- ・プレゼンテーション用資料をご準備いただきます。
- ・作品見本1つと審査用に一口サイズ（小さいものであれば分けなくてもかまいません）10名分をご準備いただきます。

③ 審査の視点については、以下のとおりとします。

○一次選考会の審査

- ・県産農林水産物の特性を理解しそれを活かしたものであるか
- ・県産農林水産物の利用拡大やPRが見込まれる工夫がされているか
- ・レシピから想定される味や外観が優れているか
- ・パッケージが商品の特徴を引き立て、魅力的であるか
- ※ パッケージは実際に作らなくても、イラストでも構いません。
- ・ネーミングやイメージが商品の特徴を引き立て、かつ、独創的で優れているか
- ・商品コンセプトが明確か（各企業の店舗での販売を想定して、購買層や販売価格（想定）が設定されているか）

○最終選考会の審査

- ・県産農林水産物の特性を理解しそれを活かしたものであるか
- ・県産農林水産物の利用拡大やPRが見込まれる工夫がされているか

- ・味や外観が優れているか
- ・パッケージが商品の特徴を引き立て、魅力的であるか
 - ※ パッケージは実際に作らなくても、イラストでも構いません。
- ・ネーミングやイメージが商品の特徴を引き立て、かつ、独創的で優れているか
- ・商品コンセプトが明確か（各企業の店舗での販売を想定して、購買層や販売価格（想定）が設定されているか）
- ・プレゼンテーションは魅力が伝わり、印象的なものになっているか

④ その他

- ・最終選考会の作品は、一次選考会で応募した作品と同じレシピで出品をお願いします。使用材料の変更や調理方法、著しく形状を変更することは認めません。但し、使用材料の分量の調整については許容範囲とします。

(6) 表彰

- ・商品化大賞 シベール賞 1点
- 〃 東北日本ハム賞 1点
- 〃 A n d M E R C I 賞 1点

- ・ほか各賞

※ 最終選考会当日に結果を発表し、表彰式を実施します。

※ 商品化大賞受賞作品は、各企業と商品のブラッシュアップを行い、令和6年度内に県内の店舗にて販売を行います。

4. スケジュール

- 6月 3日（月） 応募締め切り（当日必着）
- 6月 24日（月）※予定 最終選考会案内通知（一次選考会結果通知）
- 7月 23日（火） 最終選考会プレゼンテーション資料提出締め切り（メール）
- 7月 30日（火） 最終選考会・表彰式（山形県生涯学習センター遊学館）

※ 最終選考会の会場は山形市内を予定しております。また、詳細なタイムスケジュールについては、追ってご連絡いたします。（16時までには終了予定）

5. その他留意事項

(1) 全般

- ・応募書類の返却はいたしません。
- ・応募後の内容変更等は認めません。ただし、レシピの軽微な変更や、やむを得ずチームの参加メンバーの一部が変更になる等の場合は、事務局に連絡のうえ事前に承諾を得て下さい。
- ・事務局が応募書類等により知り得た個人情報、本コンテストの目的以外には使用いたしません。
- ・応募作品に係る著作権等は応募者に帰属します。ただし、作品の写真、レシピ等の資料については、県において使用できるものとします。

また、応募作品のレシピに基づき、民間企業において実際に製品化する場合は、著作権が認められるネーミングやデザインの使用については当事者間の契約によるものとし、県は関与いたしません。

- ・ 作品についての著作権、その他の権利侵害の責任が問われた場合、応募者が一切の責任を負うものとします。
- ・ 実際に民間企業において応募作品を製品化する場合は、各民間企業の製造条件等に沿って商品開発を行うため、応募作品と同様の材料やレシピ等により製品化されるとは限りません。
- ・ 事業のPRや記録のため写真や映像を撮影させていただきます。また、撮影した写真や映像はテレビ番組やホームページ等で紹介させていただくことがあります。

(2) 最終選考会当日

- ・ 最終選考会当日は、**応募作品の完成品を会場にお持ち込みいただき**、審査員が実食審査を行います。選考会会場での調理はできませんのでご了承ください。なお、控室にて最終的な盛り付け作業は可能です。
- ・ 最終選考会当日に持ち込みいただく作品の調理に際しては、衛生管理に細心の注意を払うようお願いします。併せて、調理後からコンテストまで適正な条件での保管をお願いします。

6. お問い合わせ先

高校生山形のうまいもの商品開発プロジェクト事務局
山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課（担当：石川）
〒990-8570 山形市松波2-8-1
電話番号：023-630-3076 FAX：023-630-2431